

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	1
○ 舞鶴市火災予防条例	2
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	6
○ 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	10
○ 舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	11

舞鶴市消防本部及び消防署の設置等に関する条例旧新対照表

旧			新		
(消防署の設置、名称、位置及び管轄区域)			(消防署の設置、名称、位置及び管轄区域)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
舞鶴市東消防署	舞鶴市字浜80番地の4	(略)	舞鶴市東消防署	舞鶴市字浜80番地の4	(略)
舞鶴市西消防署	舞鶴市字松陰5番地の5	(略)	舞鶴市西消防署	舞鶴市字西108番地3	(略)
			改正附則 この条例は、規則で定める日から施行する。		

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧	新
目次	目次
第1章 総則(第1条)	第1章 総則(第1条)
第2章 削除	第2章 削除
第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の3)	第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の3)
第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2)	第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2)
第3節 火の使用に関する制限等(第23条―第28条)	第3節 火の使用に関する制限等(第23条―第28条)
第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)	第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)</u>
第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	<u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u> 第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条―第32条)	第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条―第32条)
第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条―第34条の2)	第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条―第34条の2)
第3節 基準の特例(第34条の3)	第3節 基準の特例(第34条の3)
第5章 避難管理(第35条―第42条)	第5章 避難管理(第35条―第42条)
第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)	第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)

旧	新
第6章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第43条—第45条) 第7章 雑則(第46条—第51条) 第8章 罰則(第52条・第53条) 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)から(6)まで (略) <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> (基準の特例) 第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、<u>消防署長</u>が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。	第6章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第43条—第45条) 第7章 雑則(第46条—第51条) 第8章 罰則(第52条・第53条) 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報<u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)から(6)まで (略) (削除) (基準の特例) 第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、<u>所轄消防署長(以下「消防署長」という。)</u>が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。 <u>第3章の3 林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報) <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)</u>の予防上注意を要すると認めるときは、<u>林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>

旧	新
(基準の特例) 第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、<u>所轄消防署長(以下「消防署長」という。)</u>がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。 (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成	<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (基準の特例) 第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、<u>消防署長</u>がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。 (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成

旧	新
させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第48条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4) から(6)まで (略) 2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2) から(6)まで (略)	させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(以下「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4) から(6)まで (略) 2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。) (2) から(6)まで (略) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u> 改正附則 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

舞鶴市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新				
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の<u>定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3及び4 (略) (家庭的保育事業所等内部の規程)	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の<u>定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3及び4 (略) (家庭的保育事業所等内部の規程)	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

旧	新
第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに家庭的保育事業等</u>の利用に当たっての留意事項 (8)から(11)まで (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。	第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他</u>の利用に当たっての留意事項 (8)から(11)まで (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士<u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

旧	新
2及び3 (略) (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。	2及び3 (略) (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(同項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。
2及び3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	2及び3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
2及び3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指	2及び3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事</u>

旧	新
定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(<u>次項</u>において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2及び3 (略)	<u>業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(<u>同項</u>において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2及び3 (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)から(4)まで (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)から(4)まで (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)から(10)まで (略) 4及び5 (略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>)の資格を有する者 (2)から(10)まで (略) 4及び5 (略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。